

平成12年12月21日

金融審議会総会

金融分野における個人情報保護・利用の在り方に関する今後の検討の進め方

個人信用情報保護・利用の在り方に関して、当審議会第二部会では、「個人情報保護基本法制に関する大綱」を踏まえ、個人情報保護基本法制(以下「基本法制」という。)に加えてどのような追加的な措置を講ずる必要があるかという観点から、その具体的な内容及び手法や、基本法制を施行する上での自主ルール・ガイドラインの在り方等について検討を行った。

また、第一部会においては、異業種参入に伴う銀行法等の整備や他業禁止の緩和等について審議する過程で、顧客の個人情報を第三者と共有することに関し、プライバシー保護の観点からの適切な対応の必要性が指摘された。

他方、基本法制の施行に当たっては、主務大臣が所管業界の個人情報の取扱いの実態を勘案した監督上のガイドラインを示すこと等が想定されており、こうした観点も含め金融庁の所管する事業者を対象に総合的な検討が必要になると考えられる。

以上を踏まえ、当審議会としては、基本法制の各規定との整合性の確保や、全体としての実効性確保に配意しつつ、従来議論の対象としてきた個人信用情報にとどまらない金融分野における個人情報の保護・利用に関し、取り扱われる個人情報の特性等に応じた重層的な措置を講ずることを念頭に、基本法制の今後の立案作業の進捗状況をみながら、法制上の措置その他の必要な措置について鋭意検討を進めていくべきと考える。

以上